

半田市子育て短期支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育・保護することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 この事業の利用対象者は、半田市内に居住する18歳未満の児童、母子等であって、次の各号のいずれか掲げる者のうち、市長が適当と認めるもの(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 保護者が社会的理由(疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加)により一時的に家庭において養育が困難となった児童
- (2) 夫の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする母子等
- (3) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体的又は精神的に不安定な状態にある者

(実施方法)

第3条 市長は、対象者に対し適切な処遇が確保される施設(以下「実施施設」という。)において、又は保育士等の養育者を派遣(以下「派遣方式」という。)して、養育・保護を行うものとする。

(実施施設)

第4条 実施施設は、あらかじめ市長が指定した乳児院、児童養護施設又は母子生活支援施設、里親等とする。

(派遣方式)

第5条 派遣方式は、保育士及び児童の養育に経験のある者で市長が適当と認めた者を複数登録するものとする。

2 実施場所については、あらかじめ市長が指定した児童福祉施設、公共施設等の余裕スペースで実施するほか、当該児童宅や派遣される者の自宅において実施しても差し支えないものとする。

(利用の期間)

第6条 利用の期間は、原則として7日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある

と市長が認めるときは、必要最小限の範囲内でこれを延長することができる。

(利用の手続)

第7条 実施施設を利用しようとする対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、半田市子育て短期支援利用申請書(様式第1)を市長に提出しなければならない。この場合において、第10条の規定により費用の減免を受けようとするときは、半田市子育て短期支援利用料減免申請書(様式第2)を添えなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに利用の要件、世帯の状態、利用しようとする期間及び実施施設の収容能力を調査し、半田市子育て短期支援利用決定通知書(様式第3-1・第3-2)又は半田市子育て短期支援利用却下通知書(様式第4)により申請者及び実施施設の長に通知するものとする。

第8条 申請者は、緊急を要するため前条第1項に規定する利用の手続きをすることが困難なときは、口頭により利用を申し出ることができる。

2 市長は前項の規定による申し出があった場合において、即時利用が必要と認めるときは、利用に必要な事項を聴取し、利用させるものとする。

3 前項の規定により即時利用したときは、速やかに前条に定める手続きをとるものとする。

(利用料の徴収)

第9条 7条第2項の規定により子育て短期支援利用の決定を受けた申請者は、別に定める利用料を市長の指定する日までに納付しなければならない。

(利用料の減免)

第10条 子育て短期支援利用費の減免の申請があった場合は、別に定めるところにより利用料の一部又は全部を減免することができる。

(利用決定の取消し)

第11条 申請者は、利用期間満了前に利用の要件がなくなったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、半田市子育て短期支援利用解除通知書(様式第5)により申請者に通知するものとする。

(送迎)

第12条 利用する場合の送迎は、申請者が行うものとする。

(費用の支弁)

第13条 市長は、この事業を行う実施施設に対し、利用に要する費用を支弁する。

2 前項の規定により支弁する費用は、別に定める額とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

様式第1 (第7条関係)

半田市子育て短期支援利用申請書

年 月 日

半田市長 殿

申請者 住所

氏名

電話 () -

半田市子育て短期支援事業実施要綱に基づく事業を利用したいので、次のとおり申請
します。

対 象 者	ふり 氏 が 名	生年月日	年 月 日
	住 所	半田市	
利 用 理 由			
利 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
連 絡 先	ふり 氏 が 名	(対象者との続柄)	
	住 所 等	電話 () -	
区 分	生活保護世帯 ・ 市民税非課税世帯 ・ 児童扶養手当受給世帯		

備	考
---	---

様式第 2 (第 7 条関係)

半田市子育て短期支援利用料減免申請書

年 月 日

半田市長 殿

申請者 住所

氏名

電話 () -

半田市子育て短期支援事業実施要綱第 1 0 条の規定に基づく子育て短期支援利用料を減免してください。

対 象 者	ふり 氏	がな 名	(申請者との続柄)
	生年月日	年	月 日
	住 所	半田市	
減 免 理 由	1 . 生活保護世帯 2 . 市民税非課税世帯 3 . 児童扶養手当受給世帯		
減 免 額	円 / 日 × 日間 計 円		

備 考	
-----	--

様式第 3 - 1 (第 7 条関係)

年 月 日

様

半田市長

半田市子育て短期支援利用決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市子育て短期支援利用については、
利用を承諾しますので通知します。

対 象 者	ふり 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	半田市		
実 施 方 法	委 託 先			
	所 在 地			
利 用 期 間	予 定 期 間			
利 用 料				

減 免 額	
保護者が支払うべき金額	計 円

様式第3 - 2 (第7条関係)

年 月 日

様

半田市長

半田市子育て短期支援利用決定通知書

半田市子育て短期支援事業実施要綱に基づき、次のとおり事業の利用を決定しましたので通知します。

対 象 者	ふり 氏 かな 名		生年月日	年 月 日
	住 所	半田市		
連 絡 先	ふり 氏 かな 名			
	住 所 等			
理 由				
利 用 期 間	予定期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		

区 分	生活保護世帯 ・ 市民税非課税世帯 ・ 児童扶養手当受給世帯
備 考	

様式第4（第7条関係）

年 月 日

様

半田市長

半田市子育て短期支援利用却下通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市子育て短期支援利用については、
利用を却下しますので通知します。

対 象 者	ふり 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	半田市		

--	--

様式第5（第11条関係）

年 月 日

様

半田市長

半田市子育て短期支援利用解除通知書

半田市子育て短期支援事業実施要綱に基づく事業の利用を次のとおり解除したので通知します。

対象者	ふり 氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	半田市		

実 施 方 法	委 託 先			
	所 在 地			
利 用 期 間	予 定 期 間	(日間)		
	実 施 期 間	(日間)		
利 用 料	解除前の金額	円	解除後の 金額	円
解 除 理 由				